

生活保護再開を決定

津地裁「生命の危険に直面」

三重県鈴鹿市で生活保護を利用して暮らす親子が、車の運転記録を提出しなかったことを理由に保護停止した同市に執行停止を求める申し立てをしていた

親子には障害があり、定期的な通院が必要です。これまで足りない分を生活保護で賄い、医療扶助などが出ていました。

決定は20日付。自立

できる収入が十分期待

できない一方で、生活

保護が停止されれば、

持病に関する医療費等

親子は、同市による

を相手に提訴。車がな

ければ日常生活での移動ができないとし、移動の自由を侵害するなどと主張しています。

親子は2019年に保護停止後、医療費を支出し難くなると指摘。衣食住の問題が生じただけでなく「生命体に対する危険にも直ちに直面する」「健康で文化的な最低限度の生活を直ちに維持できなくなることは明らか」と述べています。

車の使用が認められました。使用日時や走行距離を記入する「運転記録」の提出を条件としていました。しかし、精神的に大きな負担となるとして、提出しませんでした。

今回の決定は、一審

判決まで保護停止処分を止めるとしていま